

日本放送協会報

2023年1月30日 第4533号

目 次

・ 役員の就退任について	1
業務情報 (指示事項)	
・ 日本放送協会受信規約の一部変更について (例規)	2
(番組編集)	
・ 国内放送2月の番組編成について	11
・ 国際放送2月の番組編成について	15
お知らせ	
・ 放送番組審議会の開催 (1月)	17
・ 放送番組審議会委員の委嘱等	17
・ 放送技術審議会の開催	18
・ 登録権利 (国内)	18
・ 登録権利 (国外)	19
人事	20

役員の就退任について

[秘書室]

経営委員会は令和4年12月5日に、令和5年1月25日付で次のとおり会長を任命しました。



新任 会長

稲葉延雄

[元 株式会社リコー リコー経済社会研究所参与]

なお、任期満了により、前田晃伸会長は令和5年1月24日付で退任しました。

編集・発行 総務局

業 務 情 報

(指示事項)

日本放送協会放送受信規約の一部変更について (例規)

2023. 1. 18
会 長

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第3項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約（会長達示（昭和43.4.1））の一部を次のように変更します。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、変更後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する現行欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、現行欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表 (____部分に変更部分)

変更後	現行
(放送受信契約の単位等) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、 <u>受信することのできる放送の種類</u> の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。 6 <u>1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合</u> においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、 <u>受信することのできる放送の種類</u> の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。	(放送受信契約の単位) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 同一の世帯に属する1の住居または住居 <u>以外の同一の場所</u> に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。 (新設)
(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、 <u>受信機の設置の月の翌々月の末日までに</u> 、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。	(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、 <u>遅滞なく</u> 、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

変更後	現行
<p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別 (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。<u>この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別 (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期)</p> <p>第4条 放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(放送受信契約の成立)</p> <p>第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。</p> <p><u>2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日(ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の内容に該当する事実を確認できたときに限る。)</u>とする。</p> <p><u>3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとする</u>ことができる。</p>
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、<u>次</u>の各号の契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」と</p>	<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、<u>以下</u>の各号の契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」と</p>

変更後	現行
<p>いう。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約 ロ 地上契約</p> <p>4 以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</p>	<p>いう。)があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額とする。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約 ロ 地上契約</p> <p>4 以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</p>

変更後	現行
<p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p>	<p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p>
<p>(放送受信料の支払方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙(電磁的方法により提供される場合を含む。)を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 4～13 (略)</p>	<p>(放送受信料の支払方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 4～13 (略)</p>
<p>(メッセージの表示) 第7条 (略) 2 NHKは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号(以下「ID番号」という。) (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p>	<p>(メッセージの表示) 第7条 (略) 2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号(以下「ID番号」という。) (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p>

変更後	現行
<p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(放送受信契約者の義務違反および割増金等)</p> <p>第12条 <u>NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の放送受信契約の解約について不正があったとき</u></p> <p>(2) <u>放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき</u></p> <p>(3) <u>その他放送受信料の支払いについて不正があったとき</u></p> <p>2 <u>NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機を設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>NHKは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受</u></p>	<p>(放送受信契約者の義務違反)</p> <p>第12条 <u>放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>放送受信料の支払いについて不正があったとき</u></p> <p>(2) <u>放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更後	現行
<p><u>信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p>	
<p>(支払いの延滞) 第12条の2 <u>NHKは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。</u></p>	<p>(支払いの延滞) 第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、<u>所定の</u>放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を<u>支払わなくてはならない。</u></p>
<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（<u>令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号</u>。以下「ガイドライン」という。）第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（<u>平成29年4月27日総務省告示第159号</u>。以下「ガイドライン」という。）第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定める<u>NHK個人情報保護方針</u>およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>付則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。 2～4 (略) (割増金の支払いに関する経過規定) 5 <u>不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の放送受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払</u></p>	<p>付則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和4年10月1日</u>から施行する。 2～4 (略) (新設)</p>

変更後	現行
<p>いを免れた令和5年4月以降の放送受信料の2倍に相当する額」とする。</p>	
<p>6 <u>受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、</u>とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p>	(新設)
<p>7 <u>受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。</u></p>	(新設)
<p>8 <u>料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、</u>とあるのは「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間の変更後の契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p>	(新設)
<p>9 <u>料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。</u></p>	(新設)
<p>(アナログ放送の終了に関する措置) 10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン</p>	<p>(アナログ放送の終了に関する措置) 5 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を</p>

変更後	現行
<p>放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p><u>1.1</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。</p> <p><u>1.2</u> NHKは、付則第<u>1.0</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>1.3</u> 付則第<u>1.1</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>1.1</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>1.1</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>1.4</u> 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数</p>	<p>受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p><u>6</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。</p> <p><u>7</u> NHKは、付則第<u>5</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>8</u> 付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>9</u> 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数</p>

変更後	現行
<p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p><u>15</u> 付則第<u>11</u>項および第<u>12</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>14</u>項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>10</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>14</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>16</u> 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>	<p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p><u>10</u> 付則第<u>6</u>項および第<u>7</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>9</u>項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>5</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>9</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>11</u> 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>

〔視聴者局〕

(番組編集)

国内放送2月の番組編成について

〔メディア編成センター〕

NHKが日本で初めてテレビ放送を開始してから2月1日で70年を迎える。テレビ70年にあたり、テレビの歩みを振り返るさまざまな番組を放送するとともに、新たな可能性を探っていく。

総合テレビ4日(土)午後4:45からは、NHKに残るアーカイブスからえりすぐった、貴重な映像を届ける「TV70年！蔵出し映像まつり」を放送する。また、BS1の12日(日)午後7:00からは、時代を彩るテレビが映してきたスポーツの感動と衝撃の名場面や日本が沸いたヒーロー・ヒロインと、最新の映像技術を駆使した“新発見”と“新体験”をテーマに、スポーツとテレビ放送の70年を振り返る「“新発見”と“新体験”テレビとスポーツの70年」を放送する。このほか、総合テレビの4日(土)午後7:30からは大河ドラマの誕生秘話を描くテレビ70年記念ドラマ「大河ドラマが生まれた日」を放送する。

○ニュース・解説・スポーツ ジャンルの主な番組

〔特集番組〕

- ・「“新発見”と“新体験” テレビとスポーツの70年」
BS1 12日(日)
総合 23日(木)
- ・ブレイキン団体戦の頂点“バトルオブザイヤー” IN 沖縄 (仮) BS1 4日(土)
- ・スポヂカラ！「ワールドカップ 中津江村とカメルーンの物語(仮)」
BS1 11日(土)
- ・連続ドキュメント ブレイキン Shigekix Road to Paris(仮) BS1 11日(土)
- ・アーバンスポーツFans #3 ブレイキン特集 BS1 12日(日)
- ・レジェンドの目撃者「野村克也」 BS1 2月中旬
- ・サッカーの園～究極のワンプレー～ 「スピードスター」 BS1 2月下旬

〔定時番組〕

- ・ニュースLIVE！ゆう5時 総合 1日(水)～2日(木)、6日(月)～9日(木)、
13日(月)～16日(木)、20日(月)～22日(水)、27日(月)、28日(火)
- ・サタデーウォッチ9 総合 4日、11日、18日、25日(土)
- ・スポーツ×ヒューマン
「女子バスケットボール 町田瑠唯」 BS1 13日(月)
「スノーボード・ビッグエア 蘇翊鳴×佐藤康弘」 BS1 27日(月)
- ・チャリダー★快汗！サイクルクリニック
「チャリダーがゆく★
絶景・坂バカ・工場まで！自転車愛する人々を訪ねる(仮)」 BS1 4日(土)
「Grand Cycle Tokyo★
レインボーブリッジを駆け抜ける自転車の祭典」 BS1 11日(土)
「坂バカ部スペシャル★階段王からママチャリまで 個性派集団の挑戦(仮)」
BS1 18日(土)
「家族対抗自転車合戦！★秋ヶ瀬の森バイクロア(仮)」 BS1 25日(土)

- ・ Jリーグタイム 開幕直前版 BS 1 16日(木)
BS 1 19日(日)
- ・ ランスマ倶楽部
「マラソン界のレジェンドが挑む! ランスマドリーム 駅伝・前編」
BS 1 12日(日)
- 「マラソン界のレジェンドが挑む! ランスマドリーム 駅伝・後編」
BS 1 19日(日)
- ・ 球辞苑 ～プロ野球が100倍楽しくなるキーワードたち～
「ハーフスイング」 BS 1 26日(日)

[スポーツ]

- ・ 第四回全日本ブレイキン選手権 総合・BS 4 K 19日(日)
- ・ Jリーグ2023 開幕節 総合 18日(土)
- ・ Jリーグ2023 第2節 BS 1 25日(土)
- ・ Bリーグ
「信州ブレイブウォリアーズ」対「川崎ブレイブサンダース」 BS 1 4日(土)
- 「秋田ノーザンハピネッツ」対「仙台89ERS」 BS 1 11日(土)
- ・ 第55回 NHK福祉大相撲 総合 23日(木)
- ・ 大阪マラソン2023 総合・R 1 26日(日)
- ・ アルペン世界選手権2023 BS 1 6日(月)～19日(日)
- ・ ノルディック世界選手権2023 BS 1 22日(水)～3月5日(日)
- ・ フリースタイルスキー・スノーボード世界選手権2023
BS 1 19日(日)～3月5日(日)
- ・ ジャンプ女子ワールドカップ2022-23 ビリンゲン大会 BS 1 3日(金)～5日(日)
- ・ ジャンプ女子ワールドカップ2022-23 ビリンゲン大会 BS 1 10日(金)～11日(土)
- ・ 第40回 カーリング日本選手権 BS 1 1月28日(土)～5日(日)
- ・ 第40回 カーリング日本選手権 BS 4 K 未定

○教育・次世代・福祉 ジャンルの主な番組

[特集番組]

- ・ ドラマ 東京の雪男 Eテレ 4日(土)
- ・ にほんごであそぼコンサート Eテレ 23日(木)
- ・ 日本賞 2022 受賞番組紹介 Eテレ 25日(土)
- ・ FACES Eテレ 25日(土)

[定時番組]

- ・ 出川哲朗のクイズ ほお～スクール Eテレ 6日(月)
- ・ 天才てれびくんhello, 「ブレイキン特集」 Eテレ 13日(月)
- ・ ハートネットTV 「“神様の子” と呼ばれて II」 Eテレ 14日(火)
- ・ ロッチと子羊 Eテレ 16日(木)
- ・ ギョギョっとサカナ★スター Eテレ 17日(金)
- ・ 美輪明宏 愛のモヤモヤ相談室 Eテレ 24日(金)

○ライフ・教養・趣味実用 ジャンルの主な番組

[特集番組]

- ・NHK全番組 忘れられない名シーン100 総合 4日(土)
- ・プロフェッショナル仕事の流儀 さだまさし 総合 9日(木)
- ・平野レミの早わざレシピ 総合 23日(木)
- ・神ゲー創造主レボリューション 総合 23日(木)
- ・ウクライナ 家族の戦場 総合 25日(土)
- ・ファミリーヒストリー 八嶋智人 総合 27日(月)
- ・TVシンポジウム Eテレ 4日(土)
- ・ズームバック×オチアイ Eテレ 5日(日)
- ・マイケル・サンデルの白熱教室2022 #9～12
Eテレ 4日、11日、18日、25日(土)
- ・テレビ放送70年「おかあさんといっしょ」から見るこども番組 Eテレ 11日(土)
- ・突撃！ストリートシェフ @ソウル BS1 4日(土)
- ・街角ピアノ「大阪 豊南市場」 BS1 5日(日)
- ・もうひとりの渋沢栄一～孫・敬三が受け継いだ“改革魂”～
BSP・BS4K 3日(金)
- ・そして青い家は残った～不思議な洋館の135年物語～ BSP 3日(金)
- ・空からクルージング～マルタ共和国～
BSP・BS4K 4日(土)
- ・～クロアチア共和国～ BSP・BS4K 11日(土)
- ・地球トラベラー グレートヒマラヤトレイル 栄光と悲劇の巨峰アンナプルナ
BSP・BS4K 11日(土)
- ・釣りびと万歳スペシャル オモシロ釣りでニッポンが見える
BSP・BS4K 12日(日)
- ・ボンジュール！辻仁成のパリごはん 2022秋冬 BSP・BS4K 17日(金)
- ・百花繚乱！麺道をゆく～中国・黄土高原～ BSP・BS4K 23日(木)
- ・驚き！ニッポンの底力 鉄道王国物語7 お召列車スペシャル
BSP・BS4K 23日(木)
- ・体感！グレートネイチャー「爆裂山麓のカラフル大地～中米・コスタリカ～」
BSP・BS4K 25日(土)
- ・歴史ドキュメント 衝突の起源 ～血塗られた大地の記憶～
BSP・BS4K 25日(土)

[定時番組]

- ・スイッチインタビュー「小倉智昭×アルボムッレ・スマナサーラ」Eテレ 6日(月)
- ・先人たちの底力 知恵泉(ちえいず)「江戸の観光」(前編) Eテレ 7日(火)
- ・ザ・ヒューマン「ミナマタ 51年目の道のり～アイリーン・美緒子・スミス～」
BS1 5日(日)
- ・ザ・ヒューマン「和食料理人・笠原将弘～僕を育てた 愛する家族」
BS1 12日(日)

○ドラマ・エンター・音楽・伝統芸能・クラシック・アニメ・映画 ジャンルの主な番組

[特集番組]

- ・テレビ70年記念ドラマ「大河ドラマが生まれた日」 総合 4日(土)
- ・のど自慢チャンピオン大会 総合 25日(土)
- ・特集ドラマ『旅屋おかえり』「兵庫編」(前後編) BSP 1日(水)、2日(木)
- ・特集ドラマ「ガラパゴス」(前後編) BSP・BS4K 6日(月)、13日(月)

[定時番組]

- ・夜ドラ「超要塞人間ヒロシ戦記」〈新〉(1) 総合 13日(月)

○プロジェクト・ノンジャンルの主な番組

[特集番組]

- ・テレビ70年関連 「柳田邦男×池上彰 『令和学生』と考えるテレビジャーナリズム」 総合 23日(木)

[定時番組]

- ・NHKスペシャル
 - 「混迷の世紀 第7回 世界を襲う“脱炭素ジレンマ”
～地球温暖化・分断の先に～(仮)」 総合 5日(日)
 - 「混迷の世紀 第8回 Deglobalization
“新ブロック経済”の中の日本(仮)」 総合 12日(日)
 - 「混迷の世紀 第9回 窮地の国連安保理
～“平和の番人”はどこに向かうのか～(仮)」 総合 19日(日)
- ・ETV特集
 - 「ドキュメント 救急集中治療科(仮)」 Eテレ 4日(土)
 - 「“最後の民俗学者”が見たニッポン(仮)」 Eテレ 11日(土)
 - 「ソフィヤ 100年の記憶(仮)」 Eテレ 18日(土)
 - 「ルポ 死亡退院 ～精神医療・闇の実態～(仮)」 Eテレ 25日(土)
- ・BS1スペシャル
 - 「ロシアの頭脳を獲得せよ ～IT人材争奪戦の行方～」 BS1 5日(日)
 - 「ウクライナ 戦火のクリスマスプレゼント」 BS1 12日(日)
 - 「基地の街 女たちの声なき声 ～沖縄 あるアメリカ人弁護士の闘い～」 BS1 19日(日)
 - 「スイーツ頂上決戦2023」 BS1 23日(木)
 - 「祖国ウクライナを伝え続けたい」 BS1 26日(日)

○ラジオジャンルの主な番組

[特集番組]

- ・みんなの就活応援ラジオ R1 23日(木)
- ・N響演奏N響 第1977回定期公演 FM 4日(土)

[定時番組]

・ブラボー！オーケストラ FM 12日(日)

[スポーツ]

・大阪マラソン2023 R1 26日(日)

国際放送2月の番組編成について

〔国際放送局〕

ニュースでは、2月24日がロシアのウクライナ侵攻が始まってから1年になるのに合わせて、現地からの中継やリポート、専門家の分析などを多角的に伝える。この1年間の戦闘やウクライナ国民の苦しみを振り返ったうえで、侵攻が日本を含めた世界の安全保障や経済に与えた影響、そして戦闘終結の可能性を分析する。

番組では、地域特集月間として松江放送局と連携し、鳥根県に関連する番組を重点的に編成。鳥根県の魅力を世界に発信するとともに、県内の在留外国人に向けても、NHKワールド JAPANのステーションイメージの向上を目指す。このほか、ロシアのウクライナ侵攻から1年の節目に「ブラッドが見つめた戦争 あるウクライナ市民兵の8年」を英語化して放送する。

〈NHKワールド JAPANの主な番組〉

■「鳥根月間」関連番組

- ・BENTO EXPO 「鳥根特集」 3日(金)
- ・Hometown Stories
 - 「わたしたちにも学びの場を～宍道高校外国ルーツの生徒たち～」 19日(日)
 - (「さんいんスペシャル」2021年7月2日放送分を英語化)
- ・しまねの灯台～それは人の気持ちのよりどころ～ 22日(水)
- (「さんいんスペシャル」2021年3月5日放送分を英語化)

(そのほかの島根関連番組)

- ・ Journeys in Japan 「鉄街道をゆく・安来～奥出雲～」 7日(火)
「松江・和菓子の町をめぐる」 14日(火)
- ・ Document 72 hours 「山陰・国道9号線 うどん自販機あり」 7日(火)
- ・ Magical Japanese 「幽霊」Ghost 15日(水)
「虫」Insect 22日(水)
- ・ RISING 「“おせっかい”で安心して暮らせる社会に
コミュニティナース 矢田明子」 15日(水)

そのほか、“ご当地国際発信”として、地元CATV各社が制作したショートコンテンツを、英語化して発信する。

■「ウクライナ侵攻から1年」関連番組

- ・ GLOBAL AGENDA
「ウクライナ侵攻1年 問われる国連の役割」 18日(土)
- < NHK WORLD PRIME >
- ・ ブラッドが見つめた戦争 あるウクライナ市民兵の8年 25日(土)
(「ETV特集」2022年11月5日放送分を英語化)

■そのほかの主な特集番組

- ・ 「千年先へのメッセージ～米国人芸術家 京の寺院に襖絵を奉納～」 10日(金)
- < NHK WORLD PRIME >
- ・ 基地の街 女たちの声なき声
～沖縄 あるアメリカ人弁護士の闘い～ 11日(土)
- ・ 消滅集落の家族 25日(土)
(「ETV特集」2022年9月3日放送分を英語化)
- ・ J-FLICKS ～特集・小津安二郎の魅力 PART 2～ 19日(日)

お 知 ら せ

放送番組審議会の開催（1月）

審 議 会	日 時	担 当
第699回 中央放送番組審議会	1月16日(月)午後4時	メディア編成センター
第697回 関東甲信越地方放送番組審議会	1月20日(金)午後3時	メディア編成センター 首都圏局
第693回 近畿地方放送番組審議会	1月18日(水)午後3時	大阪放送局
第696回 中部地方放送番組審議会	1月19日(木)午後2時	名古屋放送局
第698回 中国地方放送番組審議会	1月19日(木)午後2時	広島放送局
第699回 九州沖縄地方放送番組審議会	1月19日(木)午後2時	福岡放送局
第701回 東北地方放送番組審議会	1月19日(木)午後2時	仙台放送局
第693回 北海道地方放送番組審議会	1月18日(水)午後3時30分	札幌放送局
第698回 四国地方放送番組審議会	1月16日(月)午後1時30分	松山放送局
第698回 国際放送番組審議会	1月17日(火)午後4時	国際放送局

放送番組審議会委員の委嘱等

〔メディア編成センター〕

審 議 会	年 月 日	委 嘱 等	氏 名
関東甲信越地方放送番組審議会	2022.12.31	退 任	片 桐 幹 雄 氏 (株野沢温泉代表取締役社長)
近畿地方放送番組審議会	2023. 1. 1	新規委嘱	徳 永 恭 子 氏 (神戸新聞社編集局次長)
〃	2022.12.31	退 任	矢 崎 和 彦 氏 (株フェリシモ代表取締役社長)

放送技術審議会の開催

審 議 会	日 時	担 当
第 176 回 放送技術審議会	2月17日(金)午後3時00分	技術局

登録権利 (国内)

〔放送技術研究所〕

番 号	発明考案の名称	登録年月日	権 利 者
特 許 第 7184248 号	リアルタイム編集システム	2022. 11. 28	日本放送協会 さくら映機株式会社
特 許 第 7184669 号	情報処理装置、及びプログラム	2022. 11. 28	日本放送協会
特 許 第 7185496 号	映像補間装置及びプログラム	2022. 11. 29	日本放送協会
特 許 第 7186036 号	ロボット操作装置及びロボット操作プログラム	2022. 11. 30	日本放送協会
特 許 第 7186080 号	テキスト情報判定装置及びそのプログラム	2022. 11. 30	日本放送協会
特 許 第 7186591 号	テキスト分類装置、学習装置、およびプログラム	2022. 12. 1	日本放送協会
特 許 第 7186658 号	画像符号化装置、画像復号化装置、及びこれらのプログラム	2022. 12. 1	日本放送協会
特 許 第 7189735 号	信号処理回路及び撮像素子	2022. 12. 6	日本放送協会
特 許 第 7189742 号	復号装置、ホログラム再生装置、及び復号方法	2022. 12. 6	日本放送協会
特 許 第 7189783 号	シングルキャリア方式の送信装置	2022. 12. 6	日本放送協会
特 許 第 7190283 号	音声認識結果整形モデル学習装置およびそのプログラム	2022. 12. 7	日本放送協会
特 許 第 7190327 号	M T F 測定装置およびそのプログラム	2022. 12. 7	日本放送協会

番 号	発明考案の名称	登録年月日	権 利 者
特 許 第 7190328 号	M T F 測定装置およびそのプログラム	2022. 12. 7	日本放送協会
特 許 第 7194539 号	符号化装置、復号装置及びプログラム	2022. 12. 14	日本放送協会
特 許 第 7194596 号	ホログラム記録再生装置	2022. 12. 14	日本放送協会
特 許 第 7195163 号	ユーザ端末及びプログラム	2022. 12. 15	日本放送協会
特 許 第 7197337 号	有機電界発光素子	2022. 12. 19	日本放送協会 株式会社日本触媒
特 許 第 7198110 号	3次元画像用の撮像装置および3次元画像用の撮像表示装置	2022. 12. 20	日本放送協会
特 許 第 7198661 号	オブジェクト追跡装置及びそのプログラム	2022. 12. 21	日本放送協会
特 許 第 7198675 号	固体撮像素子、その駆動回路および撮像装置	2022. 12. 21	日本放送協会
特 許 第 7202087 号	映像処理装置	2022. 12. 27	日本放送協会
特 許 第 7202091 号	画質評価装置、学習装置及びプログラム	2022. 12. 27	日本放送協会

外国登録権利

〔放送技術研究所〕

番 号	発明考案の名称	登録年月日	権 利 者
アメリカ 特許 第 11546585 号	符号化装置、復号装置及びプログラム	2023. 1. 3	日本放送協会

人 事

— 懲 戒 —

年月	発令事項	処分理由	備考
2023.1	停職1か月	就業規則違反	1名